

## EU 加盟国のデータ保護機関との対話・調査結果について

- 個人情報保護委員会は、国境を越えた個人データの流通が増大する中、その円滑な移転を確保するための環境整備に取り組んでいる。日 EU 間の個人データの移転については、相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み構築に向けて、欧州委員会と、本年第一四半期に最終合意することを目指して対話を行っているところである。個人情報保護法第 24 条に基づく EU の指定に向けて、当委員会では EU 加盟国のデータ保護機関（DPA）等と面談を行い、我が国の個人情報保護制度や当委員会における執行状況について説明するとともに、訪問国における個人情報保護への取組について情報収集を行っているところ、昨年 7 月以降これまでに、次の 17 か国の DPA 等と面談を行った。

アイルランド、イタリア、英国、エストニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スロバキア、スロベニア、デンマーク、ハンガリー、フィンランド、ブルガリア、マルタ、ラトビア、リトアニア

- 各 DPA との意見交換の中で、注目される点は以下のとおりである。

### 【DPA の体制】

- ・ 独立性について、いずれの DPA も、権限行使、予算、人事等の点において、我が国と同等の独立性を有している。
- ・ 業務について、個人情報保護に関する業務に加え、情報公開に関する業務を併せて行っている DPA がある。

### 【監督活動】

- ・ 執行について、各国とも制度上は指導、助言、勧告等を経ずに命令を行うことが可能となっているが、実態としては、直ちに命令や課徴金を科すことはせずに段階的に行っており、運用の考え方については当委員会と差異がない。

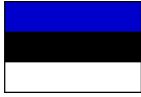



### 【GDPR 施行に向けた準備】

- ・ いずれの DPA も、DPA の体制整備として人員や予算の増強、法改正やガイドラインの整備、事業者への説明に懸命に取り組んでいる。特に人員については、専門知識を持つ人材が不足しているため、民間企業と競争になり、大変苦勞しているという声もあった。






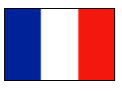
- 英国については、デジタル・文化・メディア・スポーツ省（DCMS）が当委員会を来訪した際、以下の点が確認された。
  - ・ EU 離脱後も日英間のデータ移転は重要であると捉え、日英間の相互認証に向けた対話を行うことについて前向きな姿勢であった。
  - ・ 現在の日 EU 間の交渉は双方の法制度の理解につながるため、EU 離脱後の日英間の相互認証に向けた対話にも資するとの見解が示された。
  
- GDPR に関しては、以下の点が確認された。
  - ・ GDPR に対する印象として、いずれの国の事業者からも高額な制裁金への懸念が強く示されているが、EU の DPA によれば、GDPR はリスクベースのアプローチを取っており、対応のレベルはリスクによって異なっている。重要なのはデータ主体への説明責任を果たすことであり、その点を事業者に理解させるように努めているとのことであった。
  - ・ EU の DPA は、GDPR 施行後も、従前どおりまずは指導や助言で対応することを検討しており、それでもなお改善されない場合には罰則が課されるという段階的な措置を取ることを予定している。
  
- 今般、欧州委員会から、相互認証における「EU」の範囲について、欧州経済領域協定に基づきアイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含むこととしたい旨申越しがあったことに伴い、個人情報保護法第 24 条に基づき当委員会が EU を指定する際にも同様に勘案することとなる。
  
- 引き続き、上記 3 カ国を含めた欧州各国の DPA について調査を進めるとともに、様々な機会を捉えて意見交換・情報共有を行っていくこととする。

## EU加盟国のデータ保護機関との対話・調査結果について







国名	面談先機関名	対話内容及び執行状況（※執行状況は直近の年間実績）	職員数	予算	制度所管官庁
アイルランド Ireland  人口：約470万人	Data Protection Commissioner	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日EU間の個人データ移転に関する相互認証について高く評価された。</li> <li>●独立性について、職員を独自採用し、独自に予算編成も行っている。形式的には司法省の下に位置している。</li> <li>●GDPR施行に向けて、DPA内の準備（予算・人の確保、必要な対応の洗い出し）、国内の全ての事業所への周知（2分間のビデオ作成、毎週説明会を開催し委員長自ら説明）、29条作業部会でのガイドライン作成に取り組んでいる。</li> <li>●個人情報保護委員会における新聞とラジオを使った周知活動について、やっていなかった手法であり参考になる。</li> <li>●GDPRについて事業者からは厳しすぎるという声も聞かれるが、対応のレベルはリスクによって異なる。制裁金が全世界売上高の4%だということを気にするのではなく、「自分たちが説明可能でなければならない」ことを理解する必要がある旨説明している。</li> <li>●執行状況（2016年）：苦情・問合せ等の受付件数は1,479件、苦情処理件数は508件、立入検査件数は50件</li> </ul>	70	約468万ユーロ (約6.6億円)	司法省
イタリア共和国 Italian Republic  人口：約6,067万人	The Italian Data Protection Authority	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日本の認定個人情報保護団体制度が、イタリアに同様の制度がないため、参考になる。</li> <li>●独立性について、法で「可能な限り独立していなければならない」という規定がある。委員は議会の上下院の多数をもって任命されることとなっている。</li> <li>●執行権限について、違法の決定と同時に罰金を科すことができるが、これは義務的手続きではなくあくまで可能ということであり、実際にどう対応するかはケースによる。</li> <li>●GDPR施行に向けて、国内では周知広報活動に力を入れており、新規採用者も拡充している。また、職員の研修や国内法の改正も必要となっている。国内ではプライバシーへの関心が高く、以前からハイレベルな規制を行ってきたところ、自国のルールとGDPRとの調整が大変である。29条作業部会としては、GDPRの細かい点の解釈等を詰めているところであり、例えば、Data Protection Impact Assessmentの具体例なども作成しなければならず、また、EUのガイドラインを踏まえて国内のガイドラインを出さなければならない。</li> <li>●執行状況（2016年）：苦情の処理件数は277件、立入検査件数は282件</li> </ul>	121	約660万ユーロ (約9.2億円)	The Italian Data Protection Authority
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland  人口：約6,565万人	The Information Commissioner's Office (ICO)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日・英・EU間の関係は重要であり、連携・協調関係をさらに高めることが重要である。</li> <li>●離脱後のEUとの関係を考えれば、GDPRについて日英は置かれている立場が似ているため、連携していきたい。また、執行協力について前向きな姿勢である。</li> <li>●GDPRと同様の内容を国内法化することが想定されており、十分性認定については個人情報保護法第24条と同様の法案を検討しているため、日本の法改正事項は参考になった。</li> <li>●英国はEUと価値観を共有しており、同時に米国、APECとも橋を架ける必要がある。</li> <li>●英国が議長を務める執行協力に関する国際作業部会に関連して、個人情報保護委員会との情報共有に資するMoUの締結を行いたい。</li> <li>●執行状況（2016年）：苦情の処理件数は17,335件</li> </ul>	472	約3,051万ユーロ (約43億円)	デジタル文化・メディア・スポーツ省
	デジタル・文化・メディア・スポーツ省	<ul style="list-style-type: none"> <li>●EU離脱後の国内法について、GDPRと同様の内容を盛り込んだ法案を提出した。</li> <li>●EU離脱後も、英国とEU間でのデータ移転が可能となるよう欧州委員会と対話を始め、自由なデータ移転を可能とすることが目先の課題である。</li> <li>●EU離脱後も日本を含めた他国とのデータ移転は重要であるため、日本からの英国指定及び英国から日本への十分性認定に向けた対話を歓迎する。</li> <li>●日本とEUの交渉は双方の法制度の理解につながるため、EU離脱後の日英間における相互認証に向けた対話はスムーズになると思う。</li> <li>●GDPRにはリスクベースのアプローチの考え方があり、データ侵害があった場合にどれだけの影響があるか等を分析し、それに見合った適切な取扱いを行うものである。中小企業が事業を行う上で負担にならないように配慮されるべきである。</li> </ul>	—	—	—




国名	面談先機関名	対話内容及び執行状況（※執行状況は直近の年間実績）	職員数	予算	制度所管官庁
エストニア共和国 Republic of Estonia  人口：約131万人	Estonian Data Protection Inspectorate	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日本とEUの交渉を応援するとの発言があった。</li> <li>●執行権限について、制裁措置に至ることなく繰り返し指導をすること、また効率的に解決することが大切だと考えている。</li> <li>●GDPRは、リスクベースのアプローチをとっており、高い保護が求められるものとそうでないものがある。</li> <li>●GDPRの施行に向けて、GDPRは抽象的な表現でガイドラインが必要となるため、DPAでは、全分野に一般的に適用されるガイドラインを策定中である。また、企業や専門家団体に対して、分野に特化した独自のガイドラインを策定するよう奨励している。</li> <li>●大学では、セキュリティーオフィサー養成講座による専門人材の育成を行っている。</li> <li>●執行状況（2017年）：苦情・問合せ等の受付件数は1,520件、立入検査件数は45件</li> </ul>	19	約70万ユーロ (約1億円)	法務省
オーストリア共和国 Republic of Austria  人口：約874万人	Austrian Data Protection Authority	<ul style="list-style-type: none"> <li>●執行協力について、現在欧州各国としか行っていないが、今後は日本を含むアジアの国々についても検討していきたい。</li> <li>●公共部門と民間部門の両方に対して権限があり、公共部門には拘束力のある決定を出すのが、民間部門の場合は原則拘束力のない決定又は勧告を出している。拘束力がなくても、企業は当局の決定や勧告を尊重する。</li> <li>●イギリスで行われるワークショップ及びCoE108号条約の会合に参加することを勧められ、参加した。</li> <li>●執行状況（2016年）：苦情の処理件数は173件、立入検査件数は5件</li> </ul>	28 (法改正を経て44となる予定)	約158万ユーロ (約2.2億円)	首相府
オランダ王国 Kingdom of the Netherlands  人口：約1,703万人	The Dutch Data Protection Authority	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日本は重要な市場だと認識しており、DPA間における意見交換と協力は重要と考えている。</li> <li>●個人情報保護委員会の広報活動や、国際的なデータ保護の発展・挑戦に関心のある小規模事業者への対応について関心が示された。</li> <li>●GDPRは28か国の法律を1つに統合し、EU内での公平な土俵作りに寄与する。</li> <li>●29条作業部会は、英語をEDPB内での共通語とすることを決定した。</li> <li>●国際協力の重要性とデータ保護・プライバシーコミッショナー国際会議（ICDPPC）の功績が強調された。また、当該国際会議に参加することは、どのようなDPAにとっても国際的に存在をアピールする良い機会である。</li> <li>●執行状況（2016年）：苦情・問合せ等の受付件数は8,799件、苦情の処理件数は500件</li> </ul>	80	約810万ユーロ (約9.7億円)	The Dutch Data Protection Authority
キプロス共和国 Republic of Cyprus  人口：約85万人	Commissioner for Personal Data Protection	<ul style="list-style-type: none"> <li>●GDPRに関して、現状、対象者が電気通信事業者に限られていたデータ漏えい通知の義務付けが、全ての業界が対象となる予定であり、経済界の注目度が高い。</li> <li>●公的部門・民間部門の両方の組織におけるGDPR適用を支援するために、2017年8月から10月にかけて、多くのDPO向けセミナーを実施した。</li> <li>●執行状況（2016年）：苦情・問合せ等の受付件数は312件、苦情の処理件数は282件、立入検査件数は6件</li> </ul>	15	約24万ユーロ (約0.3億円)	法務・公安省
ギリシャ共和国 Hellenic Republic  人口：約1,078万人	Hellenic Data Protection Authority (HDPA)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●GDPR施行に向けて、現状、電気通信事業者に限られているデータ漏えい通知の義務付けが、全ての業界が対象となる予定であり、経済全体が対応に追われている状況である。</li> <li>●現在の業務量に鑑みると、更に人員が必要となるが、現在の財政状況や公共セクターの人材不足に鑑みると難しい。</li> <li>●執行権限について、刑事罰の適用がある場合は管轄が検察に移管される。</li> <li>●執行の実態について、是正勧告を経ずに直接罰金となるケースがある一方、それほど重要ではないと判断された場合は勧告のみとなるケースもある。特に継続的な違反が確認される場合、是正勧告しつつ罰金を科すことがある。</li> <li>●執行状況（2016年）：苦情の処理件数634件、立入検査件数3件</li> </ul>	38	約207万ユーロ (約2.9億円)	法務・透明性・人権省

国名	面談先機関名	対話内容及び執行状況 (※執行状況は直近の年間実績)	職員数	予算	制度所管官庁
クロアチア共和国 Republic of Croatia  人口：約417万人	Croatian Personal Data Protection Agency	<ul style="list-style-type: none"> <li>●DPAの役割について、監督及び相談対応・助言に加え、GDPR等の新しい動きに関する広報も重要と考えている。</li> <li>●独立性について、政府機関からの指揮命令は受けない。職員も独自に採用している。</li> <li>●GDPR施行に向けて特に大きな困難はないが、各事業者が新たにPIAを求められること、またDPOについては現行法でも設置を要求しているがその役割が従来のものから修正になる点について、事業者への展開が難しいと感じている。こういった広報を補完するものとして、将来的には子どもや若年者への教育を充実させたい。GDPRの施行によって、他国との執行協力がより重要になるが、このような協力は日常的に行っている。</li> <li>●執行状況(2016年)：苦情・問合せ等の受付件数は942件</li> </ul>	27	約71万ユーロ (約1億円)	Croatian Personal Data Protection Agency
スウェーデン王国 Kingdom of Sweden  人口：約1,000万人	Data inspection Board	<ul style="list-style-type: none"> <li>●GDPR施行に向けて、仕事の流れをマッピングし、Case Management Systemの実行や人員の増員を行っている。また、事業者の準備状況は、大企業は準備しているが、中小企業は企業により違いがあるように思う。</li> <li>●GDPRの執行については、戦略的に、段階的に行う予定であり、事案ごとに対応を変えていく予定である。</li> <li>●制裁金の決定にあたっては、最終的に司法がダメージの度合いを判断し、DPAの裁量を決定する。</li> <li>●執行状況(2016年)：苦情の処理件数は225件</li> </ul>	55	約574万ユーロ (約8億円)	司法省
スペイン王国 Kingdom of Spain  人口：約4,640万人	Spanish Data Protection Agency (AEPD)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●制度改正のプロセスが進む中で、意見交換の機会を持てたことを歓迎していた。</li> <li>●目下、GDPR施行に伴う国内法の改正に取り組んでいる。(改正案を作成中で、司法省の承認を経て議会にかけるとの予定である)</li> <li>●執行状況(2016年)：苦情・問合せ等の受付件数は10,523件、苦情の処理件数は10,583件、立入検査件数は883件</li> </ul>	150	約1,410万ユーロ (約17億円)	司法省及び内務省
スロバキア共和国 Slovak Republic  人口：約543万人	The Office for Personal Data Protection of the Slovak Republic	<ul style="list-style-type: none"> <li>●データ保護法において、DPAがDPOの認定試験を設けている。個人情報の処理を行う場合、DPOによる監督を条件とするファイリングシステムには基本的に通知義務は適用されないこととなっている。</li> <li>●執行について、中小規模事業者が大企業と同じ保護水準は求めておらず、取り扱う情報のリスクに応じた対応を求めている。</li> <li>●毎年度、注力する業界を設定し監査を行っている。この監査は事業者へのデータ保護に関する教育・啓発を目的としており、監査の結果は、規定違反に対する決定のベースになりうる。監査には、年間監査計画に基づいた通常の監査と、法に規定された義務等への違反容疑に基づいた特別な監査がある。</li> <li>●課徴金の支払命令について、実務上、是正勧告の履行が十分でない場合に科している。</li> <li>●広報活動について、週2回、各4時間、ステークホルダーからの照会に対応する専用ダイヤルを開設している。また、GDPRセミナーへの講師派遣、事業者や専門家とのミーティングによる相談サービスを行っている。</li> <li>●GDPR施行に向けて、GDPRと現行のデータ保護法とを比較対応させた表やGDPR対応にあたり事業者から寄せられる典型的な質問に対する回答をウェブサイトに掲載している。</li> <li>●執行状況(2016年)：苦情の処理件数64件、立入検査件数82件</li> </ul>	43	約99万ユーロ (約1.4億円)	法務省、内務省、 The Office for Personal Data Protection of the Slovak Republic
スロベニア共和国 Republic of Slovenia  人口：約206万人	Information Commissioner	<ul style="list-style-type: none"> <li>●データ保護法について、現行法では従業員50名未満の事業者に対する義務の一部免除がある。また、越境移転の際は事前チェックが行われることになっており、EU加盟国でない2か国に対して認定を与えている。</li> <li>●役割について、データ保護と情報公開の双方を扱っている。</li> <li>●GDPR施行に向けて、組織体制の変更や人員の増強を図る予定である。現在職員数は33名(うち、データ保護従事者は17名)だが、更に新規雇用者として弁護士、エコノミスト、IT専門家等15名を採用する予定である。法律とITの両方の知識を有する人材を求めているが、民間企業とのリクルーティング競争に難航している。</li> <li>●課徴金について、調査を経ずにいきなり課されることはない。</li> <li>●苦情処理について、法令違反が確認されないとその旨通知して処理は終了する。</li> <li>●執行状況(2016年)：苦情の処理件数452件、立入検査件数145件</li> </ul>	33	約143万ユーロ (約2億円)	Information Commissioner

国名	面談先機関名	対話内容及び執行状況 (※執行状況は直近の年間実績)	職員数	予算	制度所管官庁
14 チェコ共和国 Czech Republic  人口：約1,055万人	The Office for Personal Data Protection	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人データ保護に重きを置いた機関であるが、政府が保有するデータの利用促進に関する業務を担当する部署がある。</li> <li>●法律は所管していないが、法案について意見を述べる権限を有している。</li> <li>●日本を重要なパートナーだと認識している。</li> <li>●認定個人情報保護団体制度等、日本のプライバシー保護について評価している。</li> <li>●29条作業部会とAPPAが共催したGDPRに関するワークショップの様相について関心が示されたため、その内容について説明を行った。</li> <li>●執行状況(2015年)：相談・照会は約3,000件、苦情受付は約1,500件、検査は約120件</li> </ul>	102	約534万ユーロ (約7.5億円)	内務省
15 デンマーク王国 Kingdom of Denmark  人口：約571万人	Danish Data Protection Agency	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日本とEUの交渉を応援するとの発言があった。</li> <li>●GDPR施行に向けて、現在国内で90のワーキンググループを作り、ガイドラインの策定やウェブサイトの刷新に取り組んでいる。事業者はデータマッピングも行っていく必要がある。</li> <li>●これからの課題に対処していくため、予算や人員を増やす予定である。人員は、EUデータ保護指令が始まった頃が35名、現在が48名、GDPRが施行される時には59名になる予定で、特にIT専門の人員を増やす予定である。</li> <li>●デンマークは新しいソフトウェア等、データ保護についても進んでいる。データ保護が十分であれば、それが競争力を生むということも言えると思う。</li> <li>●執行権限について、侵害が深刻であれば即座に命令することも考えられるが、内部で検討した上で決定する。またDPAは直接罰金を課すことはできず警察を通して課すこととなる。</li> <li>●執行状況(2016年)：苦情・問合せ等の受付件数は1083件</li> </ul>	48	約312万ユーロ (約4.4億円)	法務省
16 ドイツ連邦共和国 Federal Republic of Germany  人口：約8,249万人	Federal Commissioner for Data Protection and Freedom of Information (※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日本の制度改正や運用、国際的な取組に高い関心が示された。</li> <li>●GDPRの施行に向けて、組織の再構築等に取り組んでいる。</li> <li>●プライバシーコミッショナー会議における日本の取組について関心が示された。</li> <li>●個人情報保護委員会との執行協力に関心が示された。</li> <li>●執行状況(2016年)：苦情・問合せ等の受付件数は10,386件、苦情の処理件数は3,699件、立入検査件数は47件</li> </ul>	110	約1,372万ユーロ (約19億円)	Federal Commissioner for Data Protection and Freedom of Information
17 ハンガリー Hungary  人口：約983万人	National Authority for Data Protection and Freedom of Information	<ul style="list-style-type: none"> <li>●データ保護法が情報公開法と一体になっているため、GDPRに整合させるための法改正作業を少し複雑にしている。</li> <li>●役割について、データ保護と情報公開の双方を扱っている。</li> <li>●課徴金は国庫に納付されるが、独自の事業として行っている監査サービスについては直接的な収入となる(DPAによる監査サービスは2018年5月以降開始される)。</li> <li>●執行状況(2016年)：苦情・問合せ等の受付件数は5,548件、苦情の処理件数は582件、立入検査件数は11件</li> </ul>	73	約184万ユーロ (約2.6億円)	National Authority for Data Protection and Freedom of Information
18 フィンランド共和国 Republic of Finland  人口：約552万人	Office of the Data Protection Ombudsman	<ul style="list-style-type: none"> <li>●経済的観点から、データ移転先として日本を最重要国の一つと考えている。</li> <li>●GDPR施行に向けて、ノルディックカントリー内で密接に協力し、足並みを揃えていきたい。また、他のEU加盟国から苦情が来た場合に対応する必要があるためプラットフォームを準備している。</li> <li>●GDPRのポイントは説明責任の原則で、管理者は証拠を示す必要がある。説明責任が果たせる会社と果たせない会社でどちらに立入検査を行うかという、後者である。</li> <li>●執行権限について、11のステップに従って段階的に執行を行っていくのが基本であるが、ケースによってはジャンプアップして命令を行う可能性もある。GDPR適用後は、EU加盟各国のレベルで処理する必要があるため、EU加盟各国類似のものになると思う。</li> </ul>	23	約230万ユーロ (約3.2億円)	法務省
19 フランス共和国 French Republic  人口：約6,461万人	National Commission of Informatics and Civil Liberties (CNIL)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●GDPRの認証制度の導入にあたり、日本の認定個人情報保護団体制度が参考になる。</li> <li>●技術革新が進む中で、個人情報の保護と利活用の適切なバランスをとることが大事である。</li> <li>●技術革新を大切にしながら、産業界等と交渉を行い個人情報保護のための行動規範を作っている。</li> <li>●29条作業部会とAPPAが共催したGDPRに関するワークショップへの参加について提案があり、委員が参加した。</li> <li>●執行状況(2016年)：苦情受付は7,703件、立入検査は430件、催告は82件、警告は9件、制裁は13件</li> </ul>	195	約1,885万ユーロ (約26億円)	National Commission of Informatics and Civil Liberties (CNIL)

※ドイツのDPAは18機関存在し、その内訳は連邦レベルが1機関 (Federal Commissioner for Data Protection and Freedom of Information) と州レベルが17機関である。

国名	面談先機関名	対話内容及び執行状況 (※執行状況は直近の年間実績)	職員数	予算	制度所管官庁
ブルガリア共和国 Republic of Bulgaria  20 人口：約710万人	The Commission for Personal Data Protection (CPDP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法案提案権は持っていないが、個人データ保護に関する法案の提案に対し意見を述べるができる。</li> <li>●GDPR施行に向けて、DPOを養成する必要があるため、その養成プログラム及び養成ツールを作成している。ブルガリア語だが自動翻訳すれば他国語にもなるので、将来的には他国にも提供したいし、他国から候補者を受け入れたいと考えている。事業者は、GDPR下のデータ保護に関する実際の問題を調査し対処法を見出すためにも、養成ツールを使用することができる。</li> <li>●2018年10月にソフィアで開催される第40回プライバシー・コミッショナー会議に日本もスピーカーとして参加し、改正個人情報保護法制についてプレゼンを行ってほしいとの依頼があった。</li> <li>●執行状況（2016年）：苦情の処理件数430件</li> </ul>	82	約118万ユーロ (約1.7億円)	The Commission for Personal Data Protection (CPDP)
ベルギー王国 Kingdom of Belgium  21 人口：約1,131万人	Commission for the Protection of Privacy	<ul style="list-style-type: none"> <li>●GDPRの適用により業務は増えるが、政治的に大きく主張されることはなく予算と人員は例年並みである。</li> <li>●日本の国際移転に関する制度について高い関心が示された。</li> <li>●日本の個人情報保護法の改正について、5000人要件の撤廃や認定個人情報保護団体制度が評価された。</li> <li>●執行状況（2016年）：苦情・問合せ等の受付件数は2,896件</li> </ul>	55	約799万ユーロ (約11億円)	司法省
ポーランド共和国 Republic of Poland  22 人口：約3,797万人	The Bureau of the Inspector General for the Protection of Personal Data (GIODO)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●データ保護法制が整備されてから20年が経過している。</li> <li>●日本の個人情報保護法制やCBPRに高い関心が示された。</li> <li>●コミッショナー会議における日本の取組に関心が示された。</li> <li>●GDPRの施行後は、国際案件もあるため苦情がより増加することを予想している。</li> <li>●苦情対応は1～2ヶ月以内に終わることとしている。</li> <li>●法律は所管していないが、法案について意見を述べる権限を有している。</li> <li>●検査拒否の場合は罰金を課すことができる。</li> <li>●執行状況（2016年）：苦情の処理件数は646件、立入検査件数は57件</li> </ul>	155	約435万ユーロ (約6.1億円)	デジタル化省
ポルトガル共和国 Portuguese Republic  23 人口：約1,033万人	National Commission for Data Protection (CNPD)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●EU各国との執行協力に関しては、特段MOUは締結しておらず、外国の機関から提供された情報については、基本的にDPAの外には出されない。</li> <li>●日本の企業は法令遵守の意識が高いとの認識が示された。</li> <li>●日本の認定個人情報保護団体制度について関心が示された。</li> <li>●執行状況（2016年）：苦情・問合せ等の受付件数は1,267件、立入検査件数は117件</li> </ul>	26	約260万ユーロ (約3.6億円)	なし (議会在法案を作成している)
マルタ共和国 Republic of Malta  24 人口：約43万人	Information and Data Protection Commissioner (IDPC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●役割について、データ保護と情報公開の双方を扱っている。</li> <li>●GDPR施行に向けて、認証制度について、国家認証機関が認定・認証団体に責任を持つことになる。</li> <li>●執行権限について、刑事訴追を行う権利がなく、刑事上の違反は捜査のために警察に移管する。</li> <li>●広報活動について、大学における公開セミナーやテレビ・ラジオ番組を通じた周知活動を実施している。</li> <li>●執行状況（2016年）：苦情の処理件数は64件</li> </ul>	10	約38万ユーロ (約0.5億円)	Ministry for Justice, Culture and Local Government
ラトビア共和国 Republic of Latvia  25 人口：約197万人	Data State Inspectorate (DSI)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●執行について、データ保護に関する小さな違反については警告でとどめることもある。警告よりも更に緩い助言であっても、事業者はきちんと対応する。立入検査について、毎年重点産業を特定して、データ保護の実態や違反について調査をしている。</li> <li>●製薬、銀行、生命保険等の業界が独自の行動規範を作成している。</li> <li>●オープンな機関としてステークホルダーとのコミュニケーションを積極的に行っており、外部向けのセミナーは人気がある。</li> <li>●執行状況（2016年）：苦情・問合せ等の受付件数は378件、苦情の処理件数は600件</li> </ul>	25	約62万ユーロ (約0.9億円)	司法省

国名	面談先機関名	対話内容及び執行状況（※執行状況は直近の年間実績）	職員数	予算	制度所管官庁
リトアニア共和国 Republic of Lithuania  26 人口：約287万人	State Data Inspectorate (SDI)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●効率的に違法行為を是正することを目的として、特定のテーマに関係のある80社程度のデータコントローラを対象とした実態調査を毎年実施している。</li> <li>●中小企業にとっては、DPOの設置やPIAの実施は対応が困難である。</li> <li>●執行状況（2016年）：苦情・問合せ等の受付件数は5,369件</li> </ul>	30	約73万ユーロ （約1億円）	State Data Inspectorate (SDI)
ルーマニア Romania  27 人口：約1,976万人	The National Supervisory Authority for Personal Data Processing	<ul style="list-style-type: none"> <li>●EU全体の財政危機が影響を及ぼしており、予算増強が思うように進まない。</li> <li>●GDPRの施行に伴い、Law677（個人データ保護について規定）は廃止してLaw102（DPAの設置や権能を規定）に統合し、国内法（調査権限等）をGDPRに合わせていく予定である。</li> <li>●執行状況（2016年）：苦情・問合せ等の受付件数は2,202件、苦情処理件数は63件、立入検査件数は202件</li> </ul>	36	約100万ユーロ （約1.2億円）	The National Supervisory Authority for Personal Data Processing
ルクセンブルク大公国 Grand Duchy of Luxembourg  28 人口：約58万人	National Commission for Data Protection	<ul style="list-style-type: none"> <li>●十分性認定と併せて個人情報保護法第24条の指定が行われることはとても良いと認識しており、データの相互の越境移転を促進することは重要と考えている。</li> <li>●アジアに関心をもっており、様々な国際会議で情報収集を行っている。</li> <li>●法の立案を行う権限は有していないが、データ保護に関する法案について意見を提出する権限を有している。</li> <li>●GDPRの下で企業の取るべき行動をFAQ形式でまとめ、ウェブサイトで紹介している。</li> <li>●個人情報保護委員会の組織体制を評価する。</li> <li>●執行状況（2016年）：苦情受付件数は185件、審議実績は32件</li> </ul>	21	約205万ユーロ （約2.5億円）	首相府